公公告

○告示

目

9月5日 (火曜日)

平成 29年

工場又は事業場の名称及び所在地 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 次 (商政課)

(環境政策課)

種

類

能

構

m³ 旦力

年 子 月 月 日 定 手

年 子 工 事 完 成 日 定 成

年予使 月 月 日定始

間使 用時間 隔間

時り一 の日 使当 間用た

動季 の 概 要 変

法

特定施設に関する事項

種類、構造及び使用時間間隔等

所在地

周南市開成町四五六〇番地 東ソー株式会社南陽事業所

称

所

周南市開成町四五六〇番地

東ソー株式会社

四六ーニ

一平

一元

一平 ○成

平成

九、九、

連

続

四 時間

変動な

Ŧi.

山

口

山口県告示第三百十五号

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

に供する。 評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月五日から同月二十五日までの 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧

第	備考	
四十六号の有機化	「四六ーニ」とは	
第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。	「四六ーニ」とは、水質汚濁防止法施行令(
用に供する廃ガス洗浴	7令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第	
呼施設をいう。	以 令第百八十八号	
	·)別表第	

<u>:</u> 应 应 应

平成二十九年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政 Щ

川

汚水等の処理施設に関する事項 種類、構造及び使用時間間隔等

報

県

П

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

/→\
(二) 排
排出される
れる汚
水等
次等の汚染状態の値及び汚水等の量
状態
の値及
公び汚!
水等の
量

4	念		þ					
í	is 合 非	禾	П	種				
フ タ	火 见		<u>几</u> 里					
E 方	里 布	方	包	sterre				
	文		元 文		類			
処理後	処理前	処理後	処理前	項目				
1/2	HU	1/2	HU	通				
					水素			
"	八	七		常最	(水オー	汚		
				AX	(水素指数)			
"	"	九~六	三≀一	大	ご及	水		
				通	化学			
"	三	"	六	常	,的酸素	等		
				最	大 素要求			
"	五	"	二六	大	√求量	0)		
		"	=	通	浮			
<u> </u>	四〇		二五・六	常	遊	汚		
	_	"	豆豆	最	〜物 mg /質			
$\frac{-}{0}$	二八〇		土・六	大	€量	染		
		"	検出	最	mg鉱			
"			H せず	大	ℓ類	状		
		"	_	通	窒			
"	<u>·</u>			常		態		
		"		最	mg			
"		·	=	大	/ ℓ素	の		
			=	通				
"	"	"	0 . 1			値		
				常最	燐ル mg / ℓ			
"	0	"	0	月又	mg			
	=			大	<u>e</u>			
"	九			通	汚			
	四五、	"	三		-	<u>(</u>		
	011		三、六五	常		-		
"	二二			最	当た	Í		
	九四	"	=	FIX	り の 語) }		
	〇・二 二、九四五、〇二六 二、九四五、一〇四	<i>"</i>	三、六五一		汚水等の一日当たりの量 (m)	3		
	四四		五.	大		•		

/1	•	TIX				
総合排水処理施	中和処理施	種				
設	設	類				
堰档	コン	構				
囲い	クリート製	造				
三		能				
八四〇、〇〇〇	国、000	の が 一 一 力				
沈殿	中和	処理の方式				
1/	連続	間使用時間				
"	二四時間	の使用時間				
"	変動なし	概が変動の要				
Ę	既					
	年 月 日					
mu L)	年 月 日					

備考	"	四	種				
一の表の		六一二		類			
の備考は、			通	水素			
この	"	八	常	イカ			
この表について準			最.	(水素指数)	汚		
準用-	"	九~六	大通				
用する。				化学的	水		
	1	五.	常口	酸素	等		
			最	mg要 /求	',		
	Ξ	五	大	<u>ℓ</u> 量	の		
			通	浮			
	"	1 <	常	遊	汚		
		0	最	物			
				mg質	染		
	"	0	大	€量			
			通	窒	状		
	O・七	1.1	常		能		
			最	mg			
	〇 九	_	大	/ ℓ素	の		
		1	通				
	〇 ・ 〇 四	0			値		
	四四	· -	常	燐%			
	0		最	mg			
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0 · 1	大	mg / ℓ			
			通	涯.	ĵ		
				汚水等の一日当たりの量			
	五.	1110	常				
		J	最	たりの			
	五	1110	大	重 (m)	3 1		

Щ

五.

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

山口県告示第三百十六号

安林を次のように指定する予定である 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、

保

平成二十九年九月五日

報

Щ 口県知事 村 尚 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

県

三の一三から三四三三の一五まで、字ケンノウ三五一七の八、 の三まで、字多久見六八二の二、字神田三四三二の一、三四三二の四、 六七の二、字立原二四五の一、三四三三の一、字中ノ垰二六六の一、字中ケ垰二六 二の一から二六二の三まで、二六三、二六四、二六五の一、二六六、二六七の一、二 で、二五二の一から二五二の三まで、二五三から二五六まで、二六〇、二六一、二六 の一、二四九の二、二五〇の一から二五〇の三まで、二五一の一から二五一の三ま 九の二、二三二の二、二三三の二、二三八の二、二三九の二、二四〇の二、二四一の 八九の四、二九〇、二九一の一、字バクチ山二八九の一、二八九の二四、字ケンノヲ 三四、字家ノ上二七五の一、二七五の四、二七五の五、二七六の一、二八八の一、二 字竹内二六九の一〇、二八三、二八四、二八五の一、二八六の一、六八〇の一、三四 八、二七〇の一、二七二の一、二七三の一、二七三の三、二七四の一、二七四の二、 二八九の一二、字蓼ケ原六四七の二、六四八から六五三まで、六五四の一から六五四 一、二四二の一、二四三、二四五、二四六、二四七の一から二四七の三まで、二四八 萩市大字須佐字大平一三八の一、字道切谷一四〇の二、字多手原二二八の一、二二 字長籔三五三四 字蓼原三四三

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、 萩市大字須佐字多手原二六六・二六七の一・二六七の二・字中ケ垰二六八・二 択伐による。

七〇の一・二七二の一・字蓼ケ原六四七の二・六四八・六四九・字蓼原三四三三 の一三(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第三百十七号

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 (昭和四十四年法律第五十七号)

平成二十九年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

区域の名称 山田(1の(1地区

区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱

県

号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

Г																
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	岩	市
															国	
															市	名
	"	"	"	"	"	目由字	"	"	"	"	"	"	"	由宇町	目由 字	前大
						町北								前	町 北	字
						目字町北四丁									目宇町北四丁	名名
							"	梶ケ迫	"	"	"	"	"	山田		字
								迫						Щ		
																名
Ī	四	四十	四十	四十	五	五	三	三	三四	三四	三四	三四	三四	四七	四九	地
	九八三	九八九	九八三	七上	八九	九	园 五 二	四五〇	四九	四九	四九	四九	四九	五	九五五	
	=	<i>)</i> L	=	九七七地先	〇八九の一	〇九〇の一	<u>の</u>	O	九の二	ル の 二	ルの二	ルの四	ルの四	Д.	Ш.	
				儿		地先			_	_	_	129	124			
						儿										番
ŀ	+	+	+	+	+		+1	ıτ	+	ų.	Ŧ	ш	=	_		
	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	号	号	標
	b	b	J	b	J											
																柱
																番
																号
L																

山

口

(二四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

周南市から意見を聴きました。 二十九年四月二十一日山口県公告(一二九)に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十九年九月五日から同年十月五日までの間、山口県商工労働部商

> 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊毛郡平生町大字平生村字若浜 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地の一

大和建設株式会社

平成二十九年九月五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 イオンタウン周南久米A街区

所在地 周南市周南都市計画事業久米中央土地区画整理事業地内三八街区一号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五〇) 公共測量の実施

共測量を実施する旨の通知がありました。 第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十九年九月五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

 \equiv 作業の期間 玖珂郡和木町和木

平成二十九年八月三十一日から平成三十年一月三十一日まで

(二五一) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十九年九月五日

山口県知事 村 岡

嗣

政

入札参加資格

 (\equiv)

納入期限

(二五二) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十九年九月五日

山口県知事

村 岡 嗣

政

入札に付する事項

物品等の名称及び数量

次に掲げる物品等の購入

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による

(四) 平成三十年一月三十一日

納入場所

山口県立周防大島高等学校安下庄校舎ほか十一箇所

口

いずれかに該当する者でないこと。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

Щ

び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ、 る物品等の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十四号)に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、 物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業 借入れ及

契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

入札説明書及び仕様書の交付

几

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限 山口県会計管理局物品管理課において交付する。

記載方法

額をもって落札価格とするので、 る額(その額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、 見積もった金額の百八分の百に相当す これを切り捨てる。)を加算した金

提出場所

る金額を入札書に記載すること。

山口県会計管理局物品管理課

受領期限

年十月十七日午前十時) 平成二十九年十月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九

六 入札を執行する場所及び日時

場所

山口市滝町一番 二号 山口県会計管理局物品管理課入札室

日時

平成二十九年十月十七日午前十時

七 入札保証金

免除する。

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。

その他

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨

 (\equiv)

契約書の作成の要否

~

 \Box

2

(四) 契約保証金

免除する。

- (<u>FL</u>) をする場合は、平成二十九年十月六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課 (電話〇八三-九三三-三九六〇) に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請
- (; ;)○)に問い合わせること。 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話○八三−九三三−三九六

+| Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- computer room in prefectural schools Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the
- Delivery period: January 31, 2018
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School Agenosho Campus and 11 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Sup 933-3960) plies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083
- A.M. October 17, 2017) Time-limit for tender: 5:15 P.M. October 16, 2017 (If brought in person: 10:00



Щ

正 誤

(美祢市)) 平成二十九年八月二十五日山口県告示第三百八号(指定施業要件の変更予定保安林

四	ジジ
上	段
八~九	行
保安林の指定をする件・・・・	誤
保安林の指定に関する告示	正

平成二十九年九月五日発行平成二十九年九月五日印刷

発発 行行 人所

山山

口口 県 知

事庁